

平成29年12月和水町議会定例会会議録

平成29年12月8日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成29年12月8日午前10時00分招集
2. 平成29年12月8日午前10時00分開議
3. 平成29年12月8日午後0時8分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 高 巢 泰 廣	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	高 木 洋一郎
会 計 管 理 者	池 本 文 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税務住民課長	石 原 康 司	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	前 渕 康 彦	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農林振興課長	富 下 健 次	農業委員会事務局長	石 原 忠 邦
学校教育課長	樋 口 哲 男	学校統合推進室長	下 津 隆 晴
社会教育課長	荒 木 和 富	町立病院事務部長	池 田 宝 生
特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広		

-
12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員長）
- 日程第6 委員長報告 和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について
（平成29年度和水町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認について
（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第9 議案第41号 和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第43号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第45号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第46号 和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第47号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 発議第4号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第17 発議第5号 和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第48号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第49号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第50号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第51号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第52号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第53号 平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第54号 財産の交換について
- 日程第25 議案第55号 町道の路線認定について
- 日程第26 議案第56号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）
- 日程第27 議案第57号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
- 日程第28 議案第58号 指定管理者の指定について
（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成29年第4回和水町議会定例会を開会します。

本日は、各報道関係の皆様より写真、ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので、許可しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、荒木政士君、6番、松村慶次君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年第4回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、承認2件、条例9件、補正予算6件、その他5件の計22件であります。

この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配付しておりますとおります。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成29年和水町議会第4回定例会の開催にあたり、ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の御多忙な中に御出席を賜り、誠にありがとうございます。謹んで御礼を申し上げます。

12月に入り、朝夕の寒気が身にしみる昨今であります。年内納めの12月定例会をつつがなく迎えますことを議員の皆様ともどもに喜びといたしたいところでございます。

また、傍聴席の皆様におかれましては、御多忙な中を早朝より御来場いただきありがとうございます。日頃の町政に対する御理解・御協力をいただいておりますこととあわせ、厚く御礼を申し上げます。

平成29年も全国各地で大きな自然災害が発生した1年でありました。その中であって、幸いにも和水町は平穏な1年間であり、また熊本地震集中豪雨の被災復旧も一部を残してはおりますが、ほぼ見通しのたった1年でございました。

しかしながら、今なお、日常生活の取り戻せない多くの被災者がおられ、一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げられずにはおられません。

また、秋には衆議院議員選挙も実施され、国内は政局の安定を見ておりますが、国際的にはトランプ政権の混乱、北朝鮮の軍事的挑発など、国内の政治経済にも大きな影響を与えかねない不安定な要素を抱えた状況が懸念されるところでございます。

和水町にかかわる行事について、簡略に御報告いたします。

まず、地域の活性化交流事業として、11月5日、金栗翁マラソン大会を開催いたしました。本年は、町内外1,430名の参加がありました。金栗先生に縁が深い方ということで、今年のゲストランナーは、君原健二氏を招待いたしました。

大河ドラマの決定受けて、特別ブースを設けるなど、機運の盛り上げを図りましたが、次回は放映前年でもあり、特別企画を図ってまいりたいと思います。

11月20日には、山太郎祭を実施いたしました。本年は、菊池川流域同盟の「菊池川 in なごみ」が同時開催となり、また何年かぶりの好天に恵まれ、例年以上の来場者となり、非常に盛況でありました。御協力をいただきました関係者の皆様に改めての御礼を申し上げます。

次に、町内の諸行事であります。

9月18日に第6回となります町民運動会を行いました。9月から10月にかけて町内4保育園の運動会が実施され、菊水中、三加和中の文化祭が開催されました。

11月には、第12回和水町文化祭、和水町教育の日小中学校音楽祭等が実施されております。

前後しますが、9月16日には、第72回の県民体育祭が人吉・球磨を会場に開催されました。あいにくの台風の影響で一日のみの競技となりましたが、本町からは多くの代表選手が出場し、大いに検討をいただきました。

11月26日に大阪にて関西和水会の案内を受け、出席をしてみいました。今年は40数名の出席がありましたが、やはり皆さん御高齢となられ、和水町の今昔に話が弾み、例年のとおり有志の皆様からの寄附金もお預かりしてみいました。

道路整備要望活動については、玉名八女線道路整備促進期成会、玉名立花線道路整備期成会、道路3期成会、国道443号線、県道和仁山鹿線、玉名八女線道路整備促進期成会等による要望活動のほか、個別要望を実施いたしました。

また、公的行事におきましては、熊本県防災危機管理トップセミナー、地方自治法施行70周年記念式典、治水事業促進全国大会、全国市町村サミット in 熊本、町村長全国大会、全国治水砂防促進大会、国保制度改善強化全国大会など、盛りだくさんの事業がタイトなスケジュールで実施されました。

そのほかにつきましては、お手元に主要行事を抜粋いたしておりますので、御参照いただければ幸いです。

また、新規事業といたしまして、10月2日より相乗りタクシーの新規運行を開始いたしました。高齢者の交通手段の確保は、今や深刻な事情があり、通院、買物程度の便宜を図りたいとして、延べ3年にわたり準備を整えてきたところでありました。徐々に情報も浸透し、登録会員も利用も増えている状況にあります。高齢者の皆さんが自分で予約し、自分で乗り込み、自分で戻ってくるということで、一種の満足感、達成感が自立につながればありがたいと考えております。

懸案であります菊水地区小学校の統合事業につきましては、平成32年開校とはなりますが、事業は順調に進展し、事業概要、予算概要も見えてきたところでございます。長い間お待たせをしておりますが、32年4月開校は、めどが立った状況があります。

また、番城地区の造成地につきましては、御承知のとおり、大規模開発の目的用途が学校用地となっておりますので、グラウンド用地への変更を進めております。本件に関しましては、造成費の元金臨時交付金の返還のやむなきに至り、その意味からも今後の活用において、学校スポーツの補助施設、町民の皆様の健康増進の活用にとどまらず、内外の交流施設、人の集まる施設としての活用を図ってまいります。

ふれあい会館につきましては、長期にわたり町民の皆様に御迷惑をおかけいたし、深く反省をいたしております。事業のあり方、工事のあり方、自らが襟を正し改善策を講じてまいります。

また、菊水カヌー館もリニューアルを進めておまして、軽食コーナーを併設し、観光交流客の増加を図ってまいります。観光対策の目玉は、金栗四三翁の大河ドラマ「いだてん」への対応であります。現在、神尾地区に小規模ながら展示館を設け、観光客集客と経済効果を図るべく、計画策定を進めている状況にありますが、金栗生家の活用とともに箱根駅伝との連結など、あらゆる可能性を模索しながら進めてまいります。

また、玉名市、南関町との協議会も立ち上げ、共通推進と個別推進部分とを区分しながら対応していく予定であります。町内の推進協議会、また語りべ養成など、地元でも動きが活発化し、ありがたく思っております。

一方、菊池川日本遺産につきましては、現在、県北観光協議会を中心に推進中ですが、

そろそろ個別事案対応が必要となってまいります。またしっかり対応してまいりたいと思います。

さて、来年３月には町長選、町議選の実施となります。この任期中に実現できたことより、先送りとなった事業が多くありましたが、ここにきて見通しが出てきた事業もございます。町政全般について課題山積の状況ではありますが、事業達成道筋確保のため全力を尽くしてまいりますので、今後とも御支援・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本議会には、専決承認２件、条例議案９件、補正予算６件、その他議案５件を上程させていただいております。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この１年間、議員各位、町民の皆様には温かい御理解・御支援を賜り、誠にありがとうございました。あますところ、わずかとなりましたが、この年末を御健勝にてお過ごしいただき、良き新年をお迎えいただきますよう、心から祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） これで行政報告は終わりました。

日程第５ 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員長）

○議長（杉本和彰君） 日程第５、委員長報告を行います。

行政視察研修報告について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから、平成２９年の和水町議会行政視察研修報告を行います。

和水町議会では、平成２９年度議員視察研修を１０月２５日から２７日まで２泊３日の日程で、地方創生の先進県である高知県高知市土佐山学舎の小中一貫教育と徳島県那賀町の徳島ドローン特区の２カ所を視察してまいりました。

今回、初日に訪問した高知市土佐山は、高知市内中心部から車で３０分程度の中山間地域にあり、平成１７年１月１日に鏡村とともに高知市に合併した人口９７３人、世帯数４３７世帯で、自然に恵まれた静かな地域の小高い丘の上に、児童生徒数１４１名の高知市立義務教育学校土佐山学舎の校舎がありました。

土佐山学舎における教育は、地域の活性化を教育の側面から後押しするとともに、中山間における地域づくりのモデルを教育分野から提案するものとして、ほかの小・中学校には見られない魅力的かつ、チャレンジ精神に満ちあふれたものを目指しており、施設一体型の小中一貫教育が持つメリットに加え、土佐山の豊かな自然環境や地域の教育力を存分に生かすことによって、９年間の系統性をもって、子どもたちの夢と高い志を育む、土佐山独自の教育手法の確立を目指しております。

その一例として、確かな英語力をつけるために低学年から英語に慣れ親しみ、英語を中心としたコミュニケーション能力や自己表現を育成するため、９年間切れ目なく一貫して基礎を徹底し、卒業時には、高校の英検２級程度の英語力を身に付けることを目指しているそうでございますが、

児童生徒の英語の授業すべてが英会話で始まり、英会話で終わるという、レベルの高い話にびっくりさせられました。

土佐山学舎の校舎建築建設事業は、平成24年度から26年度にかけて3カ年で完成していますが、グラウンド整備事業費を含めた総事業費は、11億4,857万5,000円となっており、地元産材をふんだんに使った木造3階建てのすばらしい校舎と、すべての教室には電子黒板が設置され、タブレット型端末も導入されており、グローバル化時代を生きるために必要な資質を身に付ける上でも効果的な施設整備がなされていることに感心させられました。

平成29年度土佐山学舎の教職員の配置は、学校長1名、教頭2名、事務職員1名、養護教諭1名、教諭14名、講師2名の合計23名体制となっています。

土佐山学舎における教育は、土佐山地域で受け継がれてきた「社会学体」、要するに社会教育と学校教育が一体となった、そういう理念を継承し、地域社会と一体となって教育に取り組む風土を育むことから、土佐山百年構想が提案され、人口減少に歯止めをかけ、交流定住人口を増やすことで地域振興を図り、地域全体で子どもを守り育て、地域に貢献する人材を育成することを基本として進めているとのことでした。

土佐山学舎では、中山間地域に多くの児童生徒を受け入れるための通学手段として、高知市市街地からスクールバスを運行するなど、平成13年度から特認校制度を受けて、通学区域外からの児童生徒の受け入れを行っています。平成26年度は57名、平成27年度が98名、平成28年度が129名、平成29年度が141名と年々増加しており、充実した学びの場が形成されていることが、この実績でわかります。

さらに土佐山学舎から徒歩通学で15分圏内に子育て世代を対象とした中山間地域活性化住宅が整備されており、土佐山百年構想における交流定住人口拡大プロジェクトへの期待が、ますます高まっており、教育から始まる地域創生が高知市土佐山学舎を拠点として、着実に確実に根付き広がっていることを肌で感じとることができまして、大変参考になりました。小中一貫教育校土佐山学舎の目指すものは、地域全体で子どもを守り育て、地域に貢献する人材を育成することを基本として、教育により培われた知識やアイデアは地域に新しい産業や文化をもたらし、人と人とのふれあいや、つながりを生み出し、さらには人と人とのふれあいが地域の伝統や文化、風土を継承していくことで、持続できる地域の循環システムが形づくられており、その拠点となるのが土佐山小中一貫教育校という考え方が地域振興の原点となっております。

2日目の視察研修先は、徳島県の南部に位置する那賀郡那賀町を視察しました。

那賀町は人口は8,972人、面積が694.86平方キロメートルの広大な面積を有し、町の9割以上が山林で占められており、標高1,000メートル級の山々に囲まれました中山間地域であります。

平成17年3月1日に5町村合併により、那賀町が誕生しておりますが、議員定数は、条例定数16人に対し、欠員1人の15人で、次期一般選挙から14人となっております。

那賀町は、高齢化率が46.1%で基幹作業の農林業においても高齢化が進み、産業の衰退とともに交通手段を持たない高齢者が増えており、深刻な問題となっております。

町では、2015年10月13日に徳島版地方創生特区の第一次指定を受け、「日本一ドローンが飛ぶ

町」を合言葉に、安全で安心なドローンの利活用によるまちおこしを推進しております。「空の産業革命」といわれるドローンビジネスの国内市場は、急速に成長し、機体、サービス、同市場を合わせて約100億円と推測されており、2020年頃には約1,100億円に達すると見込まれておりますが、町では、平成27年春より「日本ードローンが飛ぶ町」を目指して、ドローンを活用した各種事業に取り組んでおります。

現在、町で所有している小型無人機の台数は20台をそろえており、これまで町民を対象としたドローンの初級オペレーティング講習会や林業実証実験、あるいは国土交通省主催のドローンを活用した輸送実証実験等各種事業が展開されておりますが、今後トップとしてのドローンの活用による鳥獣被害への対応と、地域課題の解決に向けた実証実験や、ドローンにかかわる法制度、航空法、電波法の周知と、今後の利活用における適切な対応についての検討や、実証等が行われることになっております。

参考までに、那賀町の鳥獣被害の実態は、農作物の被害総額が、平成28年度が3,600万円で、農作物の被害面積は、約48ヘクタールに及び、約8割がシカ、サル、イノシシによる被害となっています。捕獲の現状は、町内に6班の捕獲班を編制し、115名で捕獲を行っているようですが、ちなみに、平成28年度の捕獲頭数は、シカが1,630頭、サルが239頭、イノシシが81頭となっています。報奨金は、シカとイノシシ1頭が2万円で、サルは1頭3万円となっています。なお、捕獲したシカ肉の加工施設が2カ所に整備されており、ジビエ料理の提供を地元の温泉地で販売しているとのことでした。

とにかく全国の中山間地域で鳥獣被害が深刻化する中で、ドローンによる鳥獣対策について、全国各地から多種多様な実現可能なアイデアの提供があっているようですが、今後、鳥獣被害に限らず、交通手段を持たない買物難民対策や自然災害等の地域課題を一刻も早く克服するための実証実験を含めた事業展開を通じて、「日本一のドローンが飛ぶ町」を合言葉に、安心・安全なドローンによる活力あるまちづくりが期待されております。

今回、四国の高知市土佐山と徳島県那賀町の地方創生特区指定を受けたまちおこしの取り組みを視察してきましたが、いずこも人口減少という、かつて経験したことのない状況に直面していますが、それでも、その地域の特色や知恵を出して一生懸命まちおこしに取り組ながら、地方衰退への歯止め対策に必死になって取り組んでいる町や村の様子を垣間見ることができました。

現在、本町では大河ドラマ決定に伴い、まちづくり推進協議会を軸として活性化に向けた取り組みが始まっていますが、この絶好の機会を必ずものにして町に勢いをつけてもらいたいと、今回の視察研修を終えて、見たまま感じたままを述べて、平成29年度和水町議会議員視察研修報告といたします。

なお、最後に全議員の研修報告を町民の皆さん方に閲覧できますように、議会事務局に準備しておりますので、あわせて報告をしておきます。終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、委員長報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 日程第6、委員長報告を行います。

和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会について、委員長より報告を求めます。

和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会委員長
荒木拓馬君

○特別委員会委員長（荒木拓馬君） おはようございます。

ただいまより、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会の報告を行います。

和水町ふれあい会館天井改修調査特別委員会委員長の荒木です。よろしくお願いいたします。

委員会報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会報告。

調査事件、平成28年度施工の和水町ふれあい会館天井改修工事の問題点について。

調査概要、この事業は、行政として議会に何の報告もなしに工事内容の変更を行ったことが問題であり、調査はなぜ設計変更に至ったか、その解明のため、当事者である請負業者、設計業者、担当課長、担当係長兼担当者、元担当職員への参考人等、意見の聴取に重点を置いた調査を行いました。

問題点1、予算獲得時の提案理由での説明内容では、国交省の耐震基準に合致していないから、熊本地震による天井崩落改修工事との説明であったが、設計変更により説明とはかけ離れた工事内容であったこと。

2、町担当者が工事途中で変わったこと。その後任者が、このような業務経験がなかったこと。

調査日時、平成29年9月25日、10月4日、10月13日、10月20日、11月7日、11月22日。

参考人の意見聴取、平成29年10月13日、参考人、有限会社高岡建設、高岡義正氏、株式会社吉武建築設計室、吉武龍輝氏。

説明員、社会教育課課長、荒木和富、社会教育係長、柿原和彦、平成29年10月20日、参考人、杉本章一氏。

町の問題ですけれども、設計業者から提出された設計図書、仕様書や図面に不備や疑問を確認できなかったことは、建築に精通する者がいなかったと言える。また、町長は再任用の職員の人事については最大限の配慮を払うべきであった。

2、着工後に協議書や設計変更が出ないよう、事前の調査と関係課との打ち合わせは確実に行うべきである。

3、施工業者からの提案書類の点検並びに竣工検査の厳格化が必要である。

4、施工業者からの提出書類に不備があるにもかかわらず、工事代金が支払われているのは問題である。また、労働災害補償制度加入証明書の期限切れに対しても指導がなされていない。

5、議会への相談、報告は綿密に行うこと。

設計業者。

1、今回の設計書と工事明細を変更前と変更後を比較してみると、単価の違いや現状価格にそぐわない部分もあったり、どこが変更前と違っているのか、図面上ははっきりしないところが見受

けられた。

2、目的を逸脱するような設計変更に応じるべきではない。

工事業者、1、入札前の準備が全くできていないのか疑問を感じる。

2、開札前に質問書を提出すべきであった。

3、落札後、設計金額では施工できないからといって工事を変更することは問題である。

まとめ、入札後調査を行い、天井落下の原因は空調ダクトの結露が原因であり、落下していない天井部分は全く安全であり、請負業者から設計金額では物価高騰により施工できないからといって担当職員も同調し、設計変更を求める協議書を提出し、そのまま設計変更が進められた。

設計業者も3回ほどの見直しをやっており、このような大幅な変更は、業者自身も初めてのことに話されておりました。また、担当職員が最初から耐震改修については全く念頭になかったという言葉には驚かされたところであります。

これらの問題については、何のための工事であり、どこをどうするのか事前の調査もしっかりと実施していない。発注する側の関係者の意思が一致しておらず、話し合いも全く行われていないではないかと思われても仕方がない。

設計監理の委託概要書等の作成が、しっかりできているのであれば、このようなことにはならなかったと思われる。耐震改修工事だったにもかかわらず、空調ダクトの吊具材の補強、照明器具の落下防止工事も施工してあるが、その施工については耐震効果があるか不明である。本来の耐震改修にはなっていないと思われる。

住民の災害時の避難施設としての対応となれば、国交省の防災拠点施設など、特に早急に改善すべき建築物に指定されており、社会資本整備総合交付金の対象になったのではないかと思われる。

我々、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会の調査権限の範囲内においては、責任の所在を示すことはできないので、専門家を入れた外部監査委託を行い、適性な工事価格だったのか、工事監査を実施してもらいたい。また、この事案の再発防止の早急なる構築を執行部に求めるものであります。

これまでも協議書を出せば設計変更ができるとか、予算の範囲内、許容範囲内であれば追加工事ができるなどが慣例的に行われてきたと思われるが、基本的に設計変更や追加工事はあるべきものではない。いまだ、ふれあい会館が開館できていないことは、工事終了後、設計業者、施工業者が安全と言っているにもかかわらず、執行部の判断で閉館しているのは、大きな問題である。

本議会においては、自主的にそれなりの責任はとってもらうべきであると考えます。

以上をもちまして、和水町ふれあい会館天井改修工事調査特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで委員長報告を終わります。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について

（平成29年度和水町一般会計補正予算（第3号））

○議長（杉本和彰君） 日程第7、承認第6号「専決処分の承認について（平成29年度和水町一

般会計補正予算（第３号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 承認第６号、専決処分の承認についての説明を申し上げます。

地方自治法、昭和22年法律第67号第179条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年12月８日提出、和水町長、福原秀治。

専決第６号、専決処分書、平成29年度和水町一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法、平成22年法律第67号第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年９月28日、和水町長、福原秀治。

予算書の裏面、表面の反対側をごらんください。

平成29年度和水町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,213万9,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年９月28日専決、和水町長、福原秀治。

まず、第１表、歳入歳出予算補正について説明を行います。

説明は、資料として添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をいたしたいと思ひます。８ページと９ページに歳入歳出の説明を記載しております、ごらんください。

この予算は、平成29年10月22日にとり行われました衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官、国民審査に係る予算でございます。

まず、歳出の主なものといたしまして、選挙事務に当たります立会人等の報酬や選挙事務従事者の時間外手当でございます。

また、備品購入費で開票事務に使います自動読取機の備品購入をいたしております。

続きまして、歳入につきましては、ほとんどは県委託金でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のうえ御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第８ 承認第７号 専決処分の承認について

（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第３号））

○議長（杉本和彰君） 日程第８、承認第７号「専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第３号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 承認第7号、専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号））についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

表紙の裏面をごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,223万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月11日専決、和水町長、福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明いたします。予算書資料の6ページをごらんください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を194万3,000円増額し、3,204万7,000円となります。

内訳として、11節需用費の増額補正でございます。11節需用費の修繕料を194万3,000円増額するものです。これは菊水浄化センター内で汚水の中のごみを除去する装置である自動スクリーン機器の軸受が破損したことによりまして、この修繕を行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、予算書資料の5ページをごらんください。

5款繰越金、1目繰越金について、194万3,000円の増額補正をしております。これは需用費が増額したことにより、今回補正を行うものでございます。

以上で、承認第7号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第41号 和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第41号「和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、御説明申し上げます。

和水町平成28年熊本地震復興基金条例を次のように定める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治。

和水町平成28年熊本地震復興基金条例。

設置、第1条、平成28年熊本地震による災害から早期の復興を図るため、和水町平成28年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立て、第2条、基金として積み立てる額は、和水町一般会計歳入歳出予算（以下「予算」と

いう。)で定める。

管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2項、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生ずる収益は予算に計上して基金に編入するものとする。

繰替運用、第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

基金の処分、第6条、町長は、第1条に規定する目的を達成するために、必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができる。

委任、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、平成38年12月31日限り、その効力を失う。

提案理由の説明ですけれども、書かれてあるとおりでございますが、補足しますと、この基金は熊本県が創設いたしました熊本地震復興基金の活用の際し、被災30市町村に100億円が配分されるものです。

和水町には4,000万円が配分されます。使い道は、国の補助制度の既存制度や県が既に基金で制度化した補助メニューと重ならない事業となっております。今回この基金の配分を受けるにあたり、和水町基金条例を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のうえ御承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第10 議案第42号 和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第42号「和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、平成18年和水町条例第31号の一部を次のように改正する。

改正内容は、当該条例の各号を変更するものです。後ほど、新旧対照表にて説明を申し上げます。

す。

提案理由を説明申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、平成26年法律第34号が、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

理由の説明を補足いたしますと、地方公務員法等の改正により、表の左側、改正後の欄に追記いたしております職員の人事評価状況や職員の退職管理等の4項目が追加になったことにより、既存条例の和水町人事行政運営等の条項の公表に関する条例の各号を変更するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第11 議案第43号 和水町税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第43号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第43号、和水町税条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案理由としまして、和水町税条例と地方税法、その他の関係法令との関係を明確にし、和水町税条例に係る法制事務の効率性と正確性を維持するため、和水町税条例整備支援業務を実施したことに伴い、本条例を改正するものでございます。

今回は、地方税法の改正に伴う、和水町税条例の一部改正ではなく、全部で151条からなります条例全体の構成を見直して整備したことに伴う改正となっております。

主な改正点につきましては、新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページ、ここの第7条の見出しの部分、ここは送り仮名を修正した分です。その下の段で、「100万円」と線が引いてある部分につきましては、句読点の位置をそれぞれ国の準則に合わせて整備したものでございます。

次に2ページ目を見ていただきたいと思います。

このページでは、国の準則では条を削除した場合、「第10条を削除」というような表記をしております。この準則に合わせて、「第10条を削除」という部分を追加しまして、現状の「第10条」を「11条」に、それ以降の条の番号のほうを順次繰り下げまして国の準則と条番号等のずれを修正、整備したものとなっております。

今回の修正に関しましては、条例の整備事業を実施したことに伴いまして、今後の国の改正時、事務の軽減と正確性、または効率性の向上が図られることとなっております。

以上で、和水町税条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のうえ御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第12 議案第44号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第44号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第44号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

改正内容につきましては、裏面に付けております新旧対照表に基づいて、御説明を申し上げます。1ページめくっていただきたいと思います。

こちらの改正は、第7次一括法が、平成29年4月26日に公布され、体制整備に特に時間を要するものを除き、平成30年4月1日から施行されるものです。

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、和水町の条例の中で、第3条第9項を引用しておりますが、新たに7項と10項が新設され、ずれが生じるために9項を11項に改正するものでございます。

新旧対照表の改正後のほうをごらんいただきたいと思います。

第15条のほうの第1項第2号でございますが、これまでは、同条の第9項と読み替えて読んでいたところを新たに2項追加されたことによりまして、同条の第11項に改定するものでございます。

以上で説明のほうを終わります。御審議のうえ御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第45号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第45号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第45号 和水町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 8 日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例。

和水町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中、「及び平成28年度」を「から平成29年度までの各年度」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

提案理由の説明を申し上げます。

平成26年 4 月に行われた消費税及び地方消費税の税率の引き上げを契機に、介護保険法施行令に基づき、平成27年度及び平成28年度において実施している低所得者に対する介護保険一号保険料の乗率0.05の引き下げについて、平成29年度以降、国は市町村民税非課税世帯全体への完全実施を予定しておりましたが、消費税率の引き上げ、延期等の情勢の変化に伴い、平成29年度においても第 1 段階のみの軽減措置となり、和水町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この条例を提案する理由でございます。

1 ページ開けていただきたいと思います。新旧対照表のところです。

左側の改正後なんです、本来は消費税率がアップしておればですね、和水町でいいです1 段階、2 段階、3 段階といった非課税世帯のところにも減免をすることでございましたが、延期に伴いまして、平成29年度も第 1 段階のみの減免ということで減額ということで、「及び平成28 年度」のところを27年度「から平成29年度までの各年度」というのを追加しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第46号 和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する 条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第46号「和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） ただいま議題となりました議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成29年12月 8 日提出、和水町長、福原秀治でございます。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年 9 月 4 日に公布され、平成28年 4 月 1 日から施行されました。これに伴い、公職選挙法準用の選挙による委員及び選任の委員の規定が廃止され、同法第 8 条第 2 項において委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して制令で定める基準に従い条例で定めるとされました。

また、農地利用最適化推進委員が新設され、同法第18条第 2 項において、推進員の定数は農地

等として利用すべき土地の農業上の利用並びに、農地等の利用の効率化及び高度化の状況、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるとされました。

よって、ここに条例を制定し、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

制定条例は全部で3条からなっており、第1条は条例の趣旨、第2条は農業委員の定数、第3条は推進委員の定数となっております。農業委員の定数につきましては、国の方針に基づき、現行委員の半数程度として定めるものでございます。

推進委員の定数につきましては、国の方針である100ヘクタールに1人の配置を踏まえ、法の趣旨である農地の集積、集約化等が最も機能する現農業委員の担当地区である17地区を基本として定数を定めるものでございます。

附則の1で、この条例は、平成30年8月1日から施行することとしております。

附則の2で、和水町農業委員会の定数に関する条例を廃止することとしております。

附則の3で、この条例を施行するために必要な手続き、その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしております。

以上で、議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第15 議案第47号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第47号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） ただいま議題となりました議案第47号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

議案第47号と同様に、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、農業委員及び推進委員の報酬については、市町村は委員に対して報酬を支給し及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならないと規定されております。

また、「活動実績や成果に応じ、事後的に報酬を上乗せするために条例で手当とする」とされたことから、条例の一部を改正し、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正では、別表中の報酬額、費用弁償の農地利用最適化推進委員の新設に伴い、農業委員と同様、報酬額及び費用弁償とし、両委員の活動実績、成果に応じた報酬を上乗せして支給するための改正となっております。

附則で、この条例は、平成30年8月1日から施行することとしております。

別表1で、農業委員会の報酬につきましては、会長、年額24万3,600円に活動実績及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額、委員年額20万1,600円に活動実績及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額に改正しております。

農地利用最適化推進委員の新設に伴う改正後の年額報酬につきましては、国から農業委員に比して推進委員の報酬額が低い事例があるが、法改正の趣旨を踏まえ、推進委員の報酬が適切な額となるよう留意することとされていることから、同額の20万1,600円としております。

農地利用最適化交付金として交付された活動実績及び成果に応じた額の報酬の上乗せとして、農業委員及び推進委員へ支出するものでございます。

農業委員の推進委員の費用弁償につきましては、改正前のおり、町外2,200円、町内1,000円としております。

以上で、議案第47号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を終わります。

御審議のうえ御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時10分

再開　午前11時20分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16　発議第4号　和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君）　日程第16、発議第4号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長　小山　暁君

○議会運営委員長（小山　暁君）　ただいまから、発議第4号、和水町議会委員会条例の一部改正について、提出理由の説明を行います。

和水町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。次ページをごらんください。

和水町議会委員会条例の一部を改正する条例。

和水町議会委員会条例（平成18年和水町条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「5人」を「6人」に改め、同条第2号中「厚生常任委員会」を「厚生建設経済常任委員会」に、「5人」を「6人」に改め、同号に次のように加える。

エ、建設課に関する事務。

オ、商工観光課に関する事務。

カ、農林振興課に関する事務。

キ、農業委員会に関する事務。

さらに「第2条第3号」を削る。

附則として、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

提出理由は、和水町議会議員定数条例（平成20年和水町条例第24号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例を提出する理由です。

どうか慎重に御審議のうえ、御採択賜りますようお願いいたしまして、提出理由の説明といたします。

日程第17 発議第5号 和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第17、発議第5号「和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） ただいまから、発議第5号、和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について、提出理由の説明を行います。

和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。次ページをごらんください。

和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例。

和水町議会議員の政治倫理に関する条例（平成18年和水町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中、「刑法」の次に「（明治40年法律第45号）」を加える。

第8条を削り、第7条を第8条とする。第6条の見出し中、「町職員採用」の次に、「又は人事」を加え、「紹介」を「又は紹介」に改め、同条中「公正な人事を図るため」及び「（臨時職員も含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項、議員は公正な人事を図るため、職員の昇格又は異動に関して、推薦又は紹介をしてはならない。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に、次の1条を加える。

政治倫理基準、第3条、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

第1号、町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

第2号、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって、そ

の疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにすること。

第9条を次のように改める。

税等の納付証明書の提出、第9条、議員は町から賦課されている前年度の税及び料の納付を証する書類を5月31日までに議長に提出しなければならない。

第10条第1項中、「第5条」を「第7条」に改める。

第11条第5項を削る。

第12条の見出し中、「調査」の次に「及び公表」を加える。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

守秘義務、第13条、調査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則として、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。

適用区分、2、この条例による改正後の第9条の規定は、平成30年度以降の年度の納付証明について適用し、平成29年度までの納付証明書については、なお従前の例による。

提出理由は、和水町議会議員の政治倫理に関する条例の適正な運用を図るため、改正するものである。

これが、この条例案を提出する理由であります。

どうか、重に御審議のうえ、御採択賜りますようお願いいたしまして、提出理由の説明といたします。

日程第18 議案第48号 平成29年度和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第48号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第48号、平成29年度和水町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,516万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,730万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、第1表、歳入歳出予算について、説明を申し上げます。

説明につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを説明いたします。10ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金の民生費国庫補助金に232万6,000円を追加いたします。

主なものとして、介護予防拠点整備事業補助金です。介護予防事業の筋トレ教室のための地区公民館の改修費に充てるものでございます。

その下、15款県支出金の1目総務費県補助金に4,133万円を追加いたします。

主なものといたしましては、平成28年度熊本地震復興基金交付金でございます。詳しくは、議案第41号で申し上げたとおりでございます。

その下、4目農林水産業費県補助金に463万2,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、人・農地問題解決加速化支援事業でございます。これは、青年就農給付補助金に充てるものでございます。

その下、9目土木費県補助金に491万5,000円を追加いたします。

これは、熊本地震復興基金の中の補助事業でございます。被災した宅地についての復旧事業に充てるものです。

ページ一番下の18款繰入金に介護保険事業会計繰入金として1,183万4,000円を追加いたします。

これは介護保険事業会計において、平成28年度の決算に基づき介護給付費などの実績が下回ったことによる繰入金でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページ一番上の1目財政調整基金繰入金に1億53万6,000円を追加いたします。これは、元気臨時交付金返還金に充てるものでございます。菊水地区の小中学校の建設用地として、造成事業に交付された1億53万6,000円について、今後、学校建設用地として使用しないことを理由として、会計検査院の目的不達成の指摘を受け返還するものでございます。

次に、20款諸収入の2目雑入に、1,711万円を追加いたします。

主なものといたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金の返還金です。平成28年度の事業完了に伴う超過額が返還されるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出の主なものを説明いたします。12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に1億4,053万6,000円を追加いたします。これは、先ほど申し上げました元気臨時交付金の返還金と、熊本地震復興基金積立金でございます。

6目企画費に300万8,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、地方バス路線維持補助金と、熊本地震復興基金事業の一つ、地域コミュニティ施設等再編支援事業補助金でございます。神社等の復旧に充てるものです。

13ページをお開きください。

中段の3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費に274万7,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、介護予防拠点整備事業補助金です。

入りのところで申し上げました筋トレ等の地区公民館の改修費用の補助金に充てるものです。

14ページをお開きください。

ページ下、6款農林水産業費、1項農業費、4目中山間地域直接支払事業に115万3,000円を追加いたします。集落協定が新たに1地区協定できたというのが原因でございます。

15ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、14目人・農地問題解決加速化支援事業に346万3,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、青年就農給付金・補助金によるものです。

その下、15目有害鳥獣被害対策事業に120万円を追加いたします。

これは、電気柵等に対する補助金でございます。

7款商工費の3目の観光費に196万1,000円を追加いたします。

これは主なものといたしまして、1市2町、大河ドラマ「いだてん」協議会負担金です。誘客動線、誘客戦略、観光周遊戦略に係るコンサルティング業務や宣伝、広告宣伝費に充てるものです。

16ページをごらんいただきたいと思います。

中段の8款土木費、2目道路橋りょう費、3目道路新設改良費補助に1,260万円を追加いたします。

これは、工事請負費、江田高野線に480万円、西光寺中林線の橋梁拡張工事に780万円を追加するものでございます。

その下、1目住宅管理費に492万2,000円を追加いたします。

熊本地震復興基金事業の一つで、被災しました宅地等への補助金でございます。

その下、9款消防費の1目常備消防費に120万1,000円を追加いたします。一部事務組合、消防費に係る負担金が確定したことによるものでございます。

17ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に418万円を追加いたします。

主なものといたしまして、工事請負費に248万2,000円を追加いたします。

これは、菊水東小学校に肢体不自由な子どもさんが入学することになっております。そのためにトイレや段差解消などの改修費用に充てるものです。

また、同じく工事請負費の52万と50万円は、菊水東小学校と中央小学校の高気圧中開閉器といまして、電気系統に異常が発生したときに、シャットダウンして被害を最小限にとどめる装置でございます。それらの取り替えを行うものでございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に129万1,000円を追加いたします。

主なものといたしましては、修繕料50万、これは今後の予備的なものでございます。

工事請負費に45万、先ほど申しました高気圧中開閉器の取り替えを行うものでございます。

18ページをお開きください。

一番下の11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費に1,012万5,000円を追加いたします。

これは総合グラウンドの倉庫裏の法面崩落に係る復旧工事の費用に充てるものでございます。
以上、歳出の説明を終わります。

次に、6ページをごらんいただいて、第2表、債務負担行為の補正について説明いたします。

広報誌印刷製本、広報誌「なごみ」に係る債務負担行為でございます。期間は、平成30年度、
限度額は300万円でございます。平成29年度中に契約を済ませ、次年度の広報誌への作成作業を
進めるためのものでございます。

7ページをお開きください。

第3表、地方債補正について、説明いたします。

災害復旧事業、災害復旧事業債を活用いたします。60万円を追加いたしまして、3,480万円と
いたします。これは、熊本地震復興基金事業の一つ、自治公民館再建支援補助金によるものでご
ざいます。これに充てます。

次いで、その下、出生祝金支給事業、過疎債のソフトでございます。90万円を追加し、1,460
万円といたします。

以上で、説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19 議案第49号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第49号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予
算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第49号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算
（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

平成29年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万9,000円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,094万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

補正の内容につきましては、まず8ページの歳出のほうから御説明いたします。

8ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、年度途中で職員の扶養
の修正に伴いまして、扶養手当、共済組合負担金の合計10万9,000円の増額補正をしております。

歳入部分のその他一般会計繰入金、事務費に係る増額分となります。

次に、8款保健事業、1項保健事業、2目疾病予防費については、ヘルスアップ事業に携わり
ます1名の臨時職員のほうが、こちらも年度途中で、今まで扶養の対象から社会保険加入対象と

なりましたので、10万3,000円の増額、また人間ドックの委託料として10人分を計上しておりますが、現状5人の実績となっておりますので、この社会保険料の増額分の10万3,000円を減額しております。

次に、ページ前に戻っていただきまして、7ページをお開きください。歳入のほうとなります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、歳出のほうで説明しました職員の扶養手当、また共済組合負担金の増額分を繰入基準に基づきまして、その他一般会計事務費の繰入金として10万9,000円を増額補正しております。

以上で、議案第49号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第20 議案第50号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第50号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第50号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を開いていただきたいと思います。

平成29年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,099万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

今回の補正の説明につきまして、概略まず申し上げます。

今回は、平成28年度の介護保険会計に決算をしまして、それに伴いまして国、県、町への返還金、精算による返還金ということで、補正をしております。

内容のほうは、事項別明細書にしております7ページ、歳出のほうから主なものを説明します。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費で105万6,000円を追加しております。

内容としましては、委託料の104万2,000円です。こちらのほうは介護保険の報酬の改定に伴いますシステム改修でございます。

その下のほうに入りまして、2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費の35万円、介護予防福祉用具購入費ということで、要支援の方の在宅での生活が増えて入浴する時のいす、それからポータブルのトイレ、そういった増加によるものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金、2 目償還金1,875万9,000円を追加しております。

こちらにつきましては、平成28年度の決算に伴いまして、国・県から介護給付費、それから地域支援事業分に交付金として受け入れしておりましたが、所要額が下回ったことによりまして、国・県への返還金でございます。ちなみに、国への返還分が1,411万2,000円、それから県への返還分が464万7,000円となります。

一番下のほうの7 款諸支出金、2 項繰出金、1 目繰出金の1,183万4,000円を計上しております。こちらのほうは、町への同じ理由、先ほど申し上げました介護給付地域支援事業等の町への返還分でございます。

続きまして、歳入のほうを申し上げます。5 ページのほうを開いていただきたいと思います。

こちらのほうでは、まず3 款の国庫支出金の国庫負担金、これからその下の支出金の中の2 項国庫補助金、それから4 款の支払基金交付金、5 款県支出金、それぞれあげております6 万2,000円、3 万2,000円あげておりますが、これは介護、ポータブルトイレ、そういった住宅改修、そういった部分の財源に充てるためのものでございます。

それから、7 款繰入金、1、一般会計繰入金、1 目の介護給付費繰入金の3 万9,000円、こちらのほうも同じ理由でございます。

その下のその他会計、一般繰入金で65万4,000円繰り入れをしておりますが、こちらのほうは先ほど申しましたシステム改修に伴うものの繰り入れでございます。

続きまして、6 ページでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金の補正額として3,066万円を計上しております。

こちらのほうは、今ほど申しました歳出の財源調整によるもので繰越金を計上しているところでございます。

以上で、議案第50号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算の説明を申し上げます。

御審議、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第21 議案第51号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第21、議案第51号「平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第51号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,376万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を2万9,000円増額し、1,026万4,000円となります。

内訳として、4節共済費の増額補正でございます。一般職共済組合負担金を2万9,000円増額補正するものです。負担金率の改定によって、今回増額補正を行うものであります。

次に、歳入でございますが、予算書資料の5ページをごらんください。

5款繰入金、1目一般会計繰入金について、2万9,000円の増額補正をしております。

これは共済費が増額したことにより、今回補正を行うものでございます。

以上で、議案第51号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

日程第22 議案第52号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第52号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第52号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億214万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページをごらんください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費を38万9,000円増額し、7,773万1,000円となります。

内訳として、15節工事請負費の増額補正でございます。15節工事請負費を38万9,000円増額補正するものです。これは県事業であります県道大牟田植木線、やさしい道づくり事業の道路改良に伴う県道拡幅工事により、町設置型合併処理浄化槽を撤去する必要があるため、この工事費について、今回増額補正を行うものでございます。

次に、歳入でございますが、予算書資料の5ページをごらんください。

5款繰入金、1目一般会計繰入金を25万4,000円減額補正するものです。

これは、内訳としまして県道大牟田植木線の道路改良工事に伴う、町設置型合併処理浄化槽撤

去に対する県からの補償費64万3,000円から撤去費用の38万9,000円の差額分を減額するものでございます。

次に、7款諸収入、3目雑入を64万3,000円増額補正しております。

内訳として、県道大牟田植木線の道路改良工事に伴う町設置型合併処理浄化槽撤去に対する県からの補償費64万3,000円について、今回補正を行うものでございます。

以上で、議案第52号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第23 議案第53号 平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第53号「平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三加和総合支所長 高木洋一郎君

○三加和総合支所長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました議案第53号、平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書裏面、表紙の裏面をごらんください。

平成29年度和水町の春富財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

今回の補正は、春富財産区管理会において、上和仁地区11ヘクタールのうちの約1ヘクタールの杉の間伐を行おうということで、お話し合いができましたので、補正をするものでございます。

第1表をごらんください。

歳入歳出予算補正、歳入の第2款繰越金、第1項繰越金、27万9,000円に21万円を追加し、48万9,000円とするものでございます。歳入合計が49万1,000円となります。

歳出については、次のページ2ページをごらんください。

歳出補正は、第1款財産費、第1項財産管理費に21万円を追加して、合計39万1,000円とするものです。

これは、間伐作業に伴います管理会委員の皆様方の作業賃金を支払うために追加するものでございます。

以上で、議案第53号、平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第24 議案第54号 財産の交換について

○議長（杉本和彰君） 日程第24、議案第54号「財産の交換について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第54号、財産の交換について、提案理由の説明をいたします。

下記のとおり財産を交換するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

- 1、交換に供する財産、種類、土地、所在地、和水町板楠字阿蘇面623番2、地積48平方メートル。価格5万5,700円。
- 2、交換により取得する財産、種類、土地、所在地、和水町板楠字鞍筒396番、地積22.56平方メートル、価格1万3,536円。
- 3、交換の相手方、福岡県久留米市梅満町845番地14、牛島裕一郎。
- 4、交換差額、相手方は町に対し、交換差額4万2,164円を支払うものとする。
- 5、交換理由、町道西光寺中林線の道路用地を確保し、通学路の安全性及び住民の利便性を向上させるため。

今回の財産の交換につきましては、西光寺中林線の道路改良工事に伴いまして、牛島裕一郎氏の山林が一部必要となることについて、用地の交渉をした結果、代替地を希望されました。そこで、同事業で買収を行った道路用地の残地を代替地として御提案したところ、牛島氏から交換の同意を得られたものでございます。

以上で、議案第54号、財産の交換についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第25 議案第55号 町道の路線認定について

○議長（杉本和彰君） 日程第25、議案第55号「町道の路線認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第55号、町道の路線認定について、提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

町道認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決が必要でございます。よって、今回提案しております。

次のページをお願いいたします。

はじめに整理番号433番ですが、これは路線番号になります。

路線名が深倉古閑屋敷線、基点が下津原字三ツ瀬で、終点は高野字古閑屋敷となり、道路延長は1,920メートルで、幅員は4.0から8.0メートルでございます。

本路線は、農道として既に道路舗装の整備がされておりまして、県道と仁菊水線の下津原東区東深浦眼鏡橋から古閑区集落を結んでいる道路でございます。

現在は、農作業はもとより地域住民の重要な生活道路としても利用されておりまして、町道に認定がなされたならば、安心・安全な道路環境の確保のため、迅速に対応ができるものと思われます。

次に、整理番号660番ですが、路線名が大谷線、基点が平野字大谷で終点も平野字大谷となります。

道路延長は130メートルで幅員は4メートルでございます。

本路線は、県道と仁菊水線の道路改良工事により、残されました旧道部分を県が町に払い下げを行うため、町道に認定を行うものでございます。

以上で、議案第55号、町道の路線認定についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

日程第26 議案第56号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（杉本和彰君） 日程第26、議案第56号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第56号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、和水町福祉センター。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町平野1276番地3。社会福祉法人、和水町社会福祉協議会会長、福原秀治。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由、和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

まず、選定にあたりまして、和水町公の施設の指定管理の指定手続きに関する条例第6条第1項第5号の規定により、選定したものでございます。

同じく、第6条の5号は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待

できるときは、本町が出資している法人または公益的団体もしくは、公共団体を指定管理候補者として選定することができると規定されておりますことから、公募によらず選定をいたしました。

和水町社会福祉協議会の申請を受け、平成29年11月8日に和水町指定管理者候補者選定審議会を開催して、管理候補者として選定をいたしました。

今後、和水町福祉センターを適正な管理運営のもと、地域福祉の拠点となる施設の充実を図っていく上で、指定管理者として適当であると判断されたものでございます。

以上で、議案第56号の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第27 議案第57号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（杉本和彰君） 日程第27、議案第57号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 議案第57号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

菊水ロマン館の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、菊水ロマン館。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町江田455番地、株式会社菊水ロマン館、代表取締役社長、松川重光。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由でございます。

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第57号、指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第28 議案第58号 指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（杉本和彰君） 日程第28、議案第58号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 議案第58号、指定管理者の指定について、提案理由の説明を申

し上げます。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を次のとおり指定する。
平成29年12月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、三加和温泉ふるさと交流センター、和水町緑彩館。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町内田2211番地、株式会社丸美屋、代表取締役、東健。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由でございます。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例第13条第1項及び和水町緑彩館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由です。

以上で、議案第58号、指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

11日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時08分